

令和7年度 小川町指名停止業者一覧（令和8年2月12日時点）

番号	概要	適用条項	対象有資格者	代表者	住 所	指名停止措置期間
14	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	株式会社トーニチコンサルタント 北関東事業所	横井輝明	埼玉県さいたま市見沼区 大和田町2-238-2	令和8年2月3日から（4ヶ月） 令和8年6月2日まで
15	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	日本交通技術株式会社 埼玉営業所	館山勝	埼玉県川口市市川口6-7-14-103	令和8年2月3日から（4ヶ月） 令和8年6月2日まで
16	特定跨線橋点検等業務の入札等で、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。	小川町指名停止等措置要綱 第2条別表第2第3号イ (独占禁止法違反行為)	大日コンサルタント株式会社 東日本支社 埼玉事務所	市橋政浩	東日本支社 東京都台東区東上野4-27-3 上野トーセイビル 埼玉事務所 埼玉県さいたま市南区南浦和2-31-13	令和8年2月3日から（4ヶ月） 令和8年6月2日まで